

公募公告

「第16回みどりと花の県民運動大会～フラワーグリーンフェア～」企画・運営・広報業務（以下「業務」という。）について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和8年2月20日

緑と花の県民運動推進委員会 委員長 関 孝治

1 企画提案書の提出を求める業務

(1) 業務名

「第16回みどりと花の県民運動大会～フラワーグリーンフェア～」(以下「大会」という。)企画・運営・広報業務

※大会開催予定日：令和8年6月7日(日)

(2) 業務内容

別添『「第16回みどりと花の県民運動大会～フラワーグリーンフェア～」企画・運営・広報業務仕様書』のとおりに従う。

(3) 履行期限

契約締結日から令和8年6月30日(火)まで

(4) 提案上限額

金 7,000,000円(消費税額および地方消費税額を含む。)

※令和8年福井県議会2月定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、あらかじめご承知願います。

2 公募参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、以下の資格要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公募参加資格認定の日において、福井県財務規則(昭和39年規則第11号)第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 公募参加資格認定の日において、福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 公募参加資格認定の日において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 福井県の全ての県税および消費税ならびに地方消費税において未納がない者であること。
- (7) 福井県内に本社または営業所等を有する者であること。
- (8) 過去10年間（平成28年度から令和7年度）に申請者が元請けとして同種業務の実績を有するものとする。
- (9) 福井県から訴えを提起されていないこと。

3 公募参加資格の認定手続きおよび企画提案書の提出手続き等

「第16回みどりと花の県民運動大会～フラワーグリーンフェア～」企画・運営・広報業務にかかる公募型プロポーザル実施要領を参照のこと。（企画提案書の提出期限は令和8年3月13日（金）17時必着）

4 受託者の選定・契約等

「第16回みどりと花の県民運動大会～フラワーグリーンフェア～」企画・運営・広報業務にかかる公募型プロポーザル実施要領を参照のこと。

5 業務に関する実施要領等の交付

福井県農林水産部森づくり課ホームページよりダウンロード可。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/moridukurika/kenminundou/r8propo.html>

（配布期間：令和8年2月20日（金）から2月27日（金）16時まで）

6 問い合わせ先・提出先

宛 先：〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 福井県庁8階

担 当：緑と花の県民運動推進委員会（福井県農林水産部森づくり課内）

電 話：0776-20-0442 F A X：0776-20-0654

メール：mori@pref.fukui.lg.jp